

3. 防災計画と避難経路

【防災計画】

火災予防

(1) 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の元に、火元責任者その他の責任者を置くものとする。

(2) 消防用具設備、避難設備、その他の火気使用施設について、適正管理と機能保持のため、点検検査を行う。

(3) 火災その他事故発生時には、その被害を最小限にとどめるため、校長を自衛消防隊長とした自衛消防員を設置し、その下に隊員をおく。隊員は消防隊長の命により適切な行動をとる。

<自衛消防隊組織編成表>

総指揮 校長 防火管理者 教頭	避難誘導班	(安全部) 各学級担任
	消火班	男性職員
	重要物品搬出班	教頭、担外、事務
	救護班	養護教諭、保健担当者
	連絡班	教頭、事務、校務員

(4) 通報連絡及避難場所

火災発見と同時に、消防機関へ「所在地、名称、及び目標物、火災の状況等」を通報するとともに、校長、各担任、市教委に急報する。

急報は、非常ベルを鳴らした後に緊急放送等を活用して全員に周知し、避難経路により避難する。但し、火災発生場所により適宜変更する。

避難後の終結は運動場とし、人員点呼確認の上、防火管理者に報告する。

地震・風水害

(1) 地震・風水害等への対策

防火対策と同様、校長（教頭）の指示により、避難・下校その他の適切な措置をとる。

本校は「土砂災害危険区域」を含むので、特に地震・台風・大雨時には警報等の発令に注意し、迅速に児童を避難させる等の対応をする。

- ・ 広域避難場所を淀川河川敷とする。
- ・ 避難場所を枚方市立香里小学校とする。
- ・ 事前指導として、毎年6月に避難訓練を行う。また、留守家庭児童会と連携し、土砂災害についても訓練を行う。
- ・ 運動場または体育館、各教室に避難し、安全確認をした上で、保護者への引き渡し下校とする。
- ・ 登下校時に、巨大地震に遭遇した場合は、倒れてくる壁や電信柱に気を付けるために、車に注意して

道路の中央に寄り、ランドセルや手提げかばん等を用いて頭部を守り、地面に伏せる姿勢で揺れが収まるのを待つことを指導する。

その他

(1) 弾道ミサイル発射時

・Jアラートによる情報に留意し、必要に応じて児童を指導・誘導する。

【屋外にいる場合】

○近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難。

【建物がない場合】

○近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動。

※ これら命を守るための行動を、日頃から児童に指導しておく。

(2) 感染症発症時

・新型コロナウイルス感染等、ウイルス感染による非常事態が生じた際は、国・府・市の指示に従いながら命を守る行動をとるよう指導。保護者との協力体制は不可欠。

・手洗い、うがいの励行

・マスクの着用（せきエチケットの徹底）

・毎年冬季に発生する、インフルエンザ感染等への対応は、市の基準に従う。

学級在籍人数の約2割が当該疾病のために欠席した場合、担任は管理職に報告

学校医と相談した上で、市に報告し学級閉鎖を決定

授業を早期に切り上げ、児童下校（保護者・留守家庭児童会室・給食センター等への連絡）

一定期間の自宅待機（療養）

再登校時の健康観察 場合によっては学級閉鎖の延長

・嘔吐を伴う疾病発生時

吐瀉物には感染するウイルスが潜んでいる可能性が高いことを鑑み、児童は室外退去

養護教諭等に連絡

マスク・手袋を装着の上、手順に従って吐瀉物を処理・周辺の消毒

給食中に嘔吐した場合、汚れた食器を流しで洗わず、汚物を大まかに取り去り密封した状態で食器を給食センターに返却

教職員への研修

咄嗟の判断で正しく行動できるよう、日頃から具体的な動きについて情報を共有し、専門家を招いた研修も含め繰り返し研修や訓練を実施する。